

JICPA サステナビリティ専門プログラムに関するガイダンス

2026年5月11日更新

日本公認会計士協会
サステナビリティ能力開発協議会

《I 専門プログラムの概要》

《1. 目的》

日本公認会計士協会では、業界全体として体系的にサステナビリティの能力開発を進める観点から、公認会計士がサステナビリティに関する専門性を得るための一連の研修を提供するとともに、その修了状況を可視化するための枠組みとして、「JICPA サステナビリティ専門プログラム」(以下「専門プログラム」という。)を開発した。

専門プログラムは、「JICPA サステナビリティ能力開発シラバス」(以下「シラバス」という。)を基礎とし、シラバスの全ての内容(サステナビリティ概論、サステナビリティと企業経営・ガバナンス、情報開示及び保証)を網羅した研修で構成している(付録1参照)。

公認会計士は、専門プログラムに参加し、これを修了することで、シラバスが定めるサステナビリティに関する重要な知見を得ることができる。

なお、専門プログラムの受講は任意である。

(参考)

[サステナビリティ能力開発協議会「JICPA サステナビリティ専門プログラムの開始に向けて」\(2025年7月17日\)](#)



《2. 対象者》

公認会計士

なお、日本公認会計士協会の準会員も受講は可能だが、修了には公認会計士登録が必要である。このため、専門プログラムの対象となる研修を全て受講し終えた場合でも公認会計士登録までは修了の確定を保留することとする。

《3. 構成》

専門プログラムは、ベーシックコース、コアコース及びアドバンスコースの3段階で構成する。

なお、受講者は下記の想定受講者に限られない。

《(1) ベーシックコース》

サステナビリティに関する重要な知見を蓄積するためのコース

- ・ 想定受講者：全ての公認会計士
- ・ 受講期限：1事業年度(4月1日から翌年3月31日)

なお、修了申請期限は翌年5月15日とする。

- ・ 修了要件：所定の研修の受講完了（想定時間：約8時間）
- ・ CPD単位：付与（単位数は、所定の研修の時間数による。）

《(2) コアコース》

サステナビリティ保証業務に従事する上で必要となる基本的な専門性を獲得するためのコース

- ・ 想定受講者：主に保証チームのメンバー
- ・ 受講期限：1事業年度（4月1日から翌年3月31日）
なお、修了申請期限は翌年5月15日とする。
- ・ 修了要件：① 所定の研修の受講完了（想定時間：約22時間）
② ベーシックコース修了
- ・ CPD単位：付与（単位数は、所定の研修の時間数による。）

《(3) アドバンスコース》

サステナビリティ保証業務の中核人材（保証業務の責任者及び保証チームの現場統括者）として活躍する上で必要となる高度な専門性を獲得するためのコース

- ・ 想定受講者：主に保証業務の中核人材
- ・ 受講期限：1事業年度（4月1日から翌年3月31日）
なお、修了申請期限は翌年5月15日とする。
- ・ 修了要件：① 所定の研修の受講完了（想定時間：約20時間）
② コアコース修了
- ・ CPD単位：付与（単位数は、所定の研修の時間数による。）

【専門プログラムの各コースの内容】

[日本公認会計士協会ウェブサイト>サステナビリティ能力開発ページ](#)

※ 上記ページに記載のない研修は本専門プログラムの対象外です。



《4. 研修の提供主体》

研修の提供主体は以下のとおりである。

- ・ 日本公認会計士協会
- ・ サステナビリティ能力開発協議会が認定した法人¹

《Ⅱ 専門プログラム受講の流れ》

《1. 受講開始》

専門プログラムの対象となる研修を受講した年度から、専門プログラムの受講が開始される。
事前の受講申請は不要である。

¹ 所定の要件を満たした法人が研修提供主体とすることができます。要件の詳細については、日本公認会計士協会サステナビリティ開示・保証グループ (sustainability@sec.jicpa.or.jp) までお問い合わせください。

なお、各コースには受講期限（1事業年度）が設けられているため、受講期限内に修了する。期限内に修了しなかった場合は、改めて各コースの所定の研修を受講することとする（詳細は、「IV 受講期限を超過した場合」参照）。

専門プログラム対象研修は、CPD オンラインで確認する。

<https://www.cpd.jicpa.or.jp/>

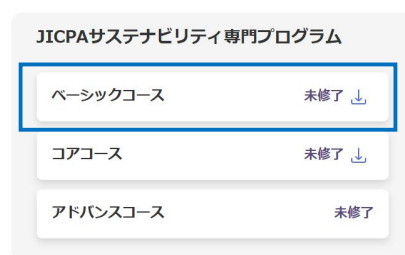
※ サステナビリティ能力開発協議会が認定した法人²に所属する会員等は、各法人のプログラムを受講することとしています。詳細はご所属の法人にご確認ください。

《2. 受講状況の確認》

(1) 2026年4月以降、CPD オンラインの「履修状況・実績」ページの下部に「JICPA サステナビリティ専門プログラム」の項目が表示される（右図参照）。

受講者は、当該画面より、受講状況を確認することができる。

受講状況の表示は「未修了」と「修了」の二段階となっている。



JICPAサステナビリティ専門プログラム	
ベーシックコース	未修了 ↓
コアコース	未修了 ↓
アドバンスコース	未修了

(2) 上記(1)の画面上の各コースの欄をクリックすることで（上記(1)の青枠をクリック）、受講状況一覧（PDF ファイル）をダウンロードすることができる。

受講状況が空欄になっている研修は未受講のため、期限内に受講する。

なお、会員等が各コースを受講している途中（コースが修了していない）に、サステナビリティ能力開発協議会が認定した法人に転籍した場合、転籍先の法人の開発するプログラムを受け直す可能性がありますので、ご注意ください。

《3. 修了申請・修了者確定》

《(1) 修了要件の確認・申請》（原則、毎月15日締め）

受講者は、受講状況一覧を用いて専門プログラムのコースの所定の研修を全て受講しているかを確認する。

所定の研修を全て受講しており、修了要件を満たした場合、「修了申請書」（付録2【様式1】参照）及びCPD オンラインからダウンロードした受講状況一覧（PDF ファイル）を添付の上、日本公認会計士協会の所定の窓口へ提出する。

日本公認会計士協会は、申請内容を確認し、不備等があった場合には差戻しを行う。

提出用メールアドレス：sus-program@sec.jicpa.or.jp

件名：【修了申請】 専門プログラム〇〇コース（研修登録番号：3XXXXXX）

² 有限責任 あずさ監査法人、EY 新日本有限責任監査法人、有限責任監査法人トーマツ及びPwC Japan 有限責任監査法人（2026年4月現在）

【各種様式（word版）】

[日本公認会計士協会ウェブサイト>サステナビリティ能力開発ページ](https://www.jicpa.or.jp/specialized_field/sustainability/capacity_building.html)

https://jicpa.or.jp/specialized_field/sustainability/capacity_building.html



《(2) 修了者の確定》

上記(1)の申請に基づき、サステナビリティ能力開発協議会において確認を行い、修了者を確定する。

《3. 修了状況の反映》

修了が確定した受講者については、右図のとおり CPD オンライン上、「修了」と表示する。

申請内容の確認から反映までは、申請から1、2か月程度を要する。申請者への修了確定通知等を行わないため、適宜、CPD オンラインを確認する。

JICPAサステナビリティ専門プログラム	
ベーシックコース	修了 >
コアコース	未修了
アドバンスコース	未修了

《4. 修了証》

《(1) 修了証の発行》

各コースの修了者に対し、修了証（デジタルバッジ）を発行する。

修了証（デジタルバッジ）は、会員メールアドレス（～～@ms02.jicpa.or.jp）³宛てに通知する。

発行通知メールの有効期限は受信日から1か月である。修了証（デジタルバッジ）の利用にはユーザー登録が必要となるため、デジタルバッジを利用する修了者は、期限内に手続きを実施する。

【JICPA】サステナビリティ専門プログラム 修了証発行通知



JICPAサステナビリティ専門プログラム担当窓口 <sus-program@sec.jicpa.or.jp>

宛先

様

※本メールは自動送信メールです。

平素より大変お世話になっております。

ご申請いただいた JICPA サステナビリティ専門プログラムの修了申請について、修了が確定し、修了証（デジタルバッジ）を発行しましたので、お知らせいたします。

バッジをご確認いただくには、KnowledgeDeliverSkill+へのユーザー登録（無料）が必要となります。

別途、ユーザー登録案内のメールをお送りしておりますので、そちらからお手続きください。

（ユーザー登録案内の期限は本メール受信日から1か月です。再発行にはお時間を頂戴するため、早めのご登録をお願いいたします。）

※既に KnowledgeDeliverSkill+をご利用の方は、以下の URL からログインしてください。

<https://skill-plus.jp/>

³ 会員メールアドレス・メールアドレスをお忘れの場合は、以下のページをご参照ください。

<https://www.hp.jicpa.or.jp/ippan/login/mailaddress/index.html>

《(2) 修了証の利用方法》

《① 新規登録》

修了証の発行に関するメールに記載の URL (<https://skill-plus.jp/>) にアクセスし、新規登録を行う。

※ 登録時に使用するメールアドレスは、会員メールアドレス (~~@ms02.jicpa.or.jp) をご利用ください。

※ 登録は無料です。



《② 修了証 (デジタルバッジ) の確認》

新規登録後、<https://skill-plus.jp/> から修了証 (デジタルバッジ) の確認が可能となる。取得したバッジが一覧で表示されるほか、クリックすることでバッジの詳細を確認することができる。

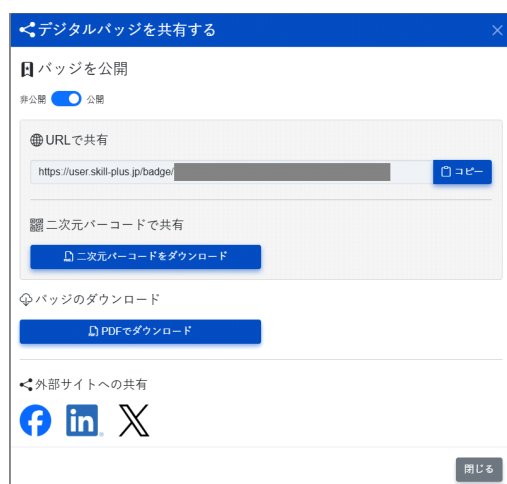
(バッジ一覧)



(バッジの詳細説明画面)



詳細説明画面右上の「共有」をクリックすることで、URL、二次元バーコード（QRコード）等での共有や、PDF ファイルの形式でダウンロードを行うことができる。名刺等への掲載も可能である。



※ 上記以外の詳細な利用方法については、株式会社デジタル・ナレッジが提供するユーザーマニュアル (<https://skill-plus.jp/manual/member.pdf>) をご確認ください。

《(3) 修了証の利用上の注意》

修了証（デジタルバッジ）は、会員である公認会計士が、JICPA サステナビリティ専門プログラムを修了していることを明示することを目的として使用するものである⁴。利用に当たっては、以下の点に注意する。

⁴ 名刺等に修了の旨を掲載する場合、修了証（デジタルバッジ）の使用を原則とする。
なお、本プログラム修了の旨を文章で併記する場合、本プログラムの名称は「JICPA サステナビリティ専門プログラム」、「Professional Program in Sustainability」又は「ProPS」と表記する。

- ① 修了証は他人に譲渡しない。また、他人の修了証を利用しない。
- ② 公認会計士登録を抹消した場合は、それ以降、修了証を利用することはできない。
- ③ 色や形を変えるなど、修了証のデザインを改変して利用しない。

《5. 受講者が準会員の場合》

《(1) 受講完了申請》（原則、毎月 15 日締め）

準会員が受講する場合は、専門プログラムのコースの所定の研修を全て受講した時点で、「受講完了申請書」（付録 2【様式 2】参照）及び CPD オンラインからダウンロードした受講状況一覧（PDF ファイル）を添付の上、日本公認会計士協会の所定の窓口に提出する。

日本公認会計士協会は、申請内容を確認し、不備等があった場合には差戻しを行う。

提出用メールアドレス：sus-program@sec.jicpa.or.jp

件名：【受講完了申請】 専門プログラム〇〇コース（研修登録番号：XXXXXXX）

※ 準会員が各コースを受講している途中（コースが修了していない）に公認会計士登録をした場合でも、当該コースを引き続き受講することが可能です。

※ 公認会計士登録後は研修登録番号が変わるため、準会員の期間に受講した研修は CPD オンライン上に表示されません。また、公認会計士登録後すぐに、準会員時の研修登録番号で CPD オンラインにログインすることができなくなります。準会員の期間に受講した研修の受講状況一覧（PDF）は、必ず公認会計士登録前に出力し保管してください。

《(2) 修了確定の保留》

サステナビリティ能力開発協議会は、上記(1)の申請の確認を行い、公認会計士登録までは、修了の確定は保留とする。日本公認会計士協会は、当該準会員に対し修了の確定を保留する旨の通知を行う。

CPD オンライン上の専門プログラム受講状況の表示は「未修了」のままとなる。

《(3) 公認会計士登録後の修了申請》

受講者は、公認会計士登録後、「修了申請書」（付録 2【様式 1】参照）を日本公認会計士協会の所定の窓口に提出する。このとき、受講完了申請時に提出した受講状況一覧（PDF ファイル）の再提出は不要である。

日本公認会計士協会は、申請内容を確認後、CPD オンライン上の専門プログラム受講状況の表示を「修了」に変更する。

《Ⅲ アップデート研修》

コース修了者がサステナビリティに関する最新動向を理解することにより専門性の維持・向上を図ることを目的とし、研修の提供主体はコース修了者に対し、毎年、アップデート研修を提供する。

本目的に鑑み、アップデート研修の受講は強く推奨される。

《Ⅳ 受講期限を超過した場合》

- ・ 各コースについて、受講期限を超過した場合、当該受講者は、コースを再受講するものとし、研修の更新がない限り、再度同じ研修を受講する。
- ・ 既に受講した研修を再受講する場合、システム上に再受講日が記録されないため、所定の様式（付録2【様式3】参照）に当該研修の目的、概要及び成果を200字程度で簡潔に記載する。その際、研修を行った際のテキストの目次を単に列挙する等ではなく、研修の内容及び当該研修に基づく成果を自身の言葉でまとめることとする。修了申請時は、本様式も添付する。

《Ⅴ 経過措置》

《1. 受講期限に関する経過措置》

専門プログラムの運用開始初年度（2026年4月1日から2027年3月31日）に各コースの受講を開始した場合に限り、受講期限を延長することができる。

延長の期間はコースによって異なり、以下のとおりとする。

- (1) 運用開始初年度にベーシックコース又はコアコースの受講を開始した場合、当該コースの受講期限を2事業年度（2028年3月31日まで）とする。
- (2) 運用開始初年度にアドバンスコースの受講を開始した場合、当該コースの受講期限を3事業年度（2029年3月31日まで）とする。

《2. 過去の受講履歴に関する経過措置》

専門プログラムの運用開始初年度（2026年4月1日から2027年3月31日）に各コースの受講を開始した場合に限り、以下を認める。

該当の研修は日本公認会計士協会ウェブサイトにおいて掲載する。

- (1) 運用開始前（2026年3月31日まで）に、各コースに含まれる研修を全て受講しており、かつ運用開始初年度（2026年4月1日から2027年3月31日）に修了申請を行う場合は、当該コースを修了したものとする。
- (2) 運用開始前に各コースに含まれる研修の一部を受講しており、かつ運用開始初年度に各コースの受講を開始した場合は、運用開始前に受講済みの研修について、各コースで設定している研修を受講したものとする。

【本経過措置の対象となる研修一覧】

[日本公認会計士協会ウェブサイト>サステナビリティ能力開発ページ](#)



《窓口・申請等》

本ガイドラインに基づく申請その他の手続は、日本公認会計士協会の定める電磁的記録又は書面によるものとする。

(窓口)

日本公認会計士協会研修グループ

電話：03-3515-1126

メール：cpd-g@sec.jicpa.or.jp

以 上

《付録1 シラバスとコースの関係及び時間数の目安》

シラバスの項目	ベーシックコース	時間	コアコース	時間	アドバンスコース	時間
① サステナビリティ概論	Ba1:サステナビリティ総論と公認会計士に期待される役割	1.0				
② サステナビリティと企業経営・ガバナンス	Ba2:サステナビリティのガバナンス・戦略・リスク管理への反映	1.5			Ad2:サステナブルファイナンス	2.0
③ 情報開示	Ba3-1:サステナビリティ情報開示と統合報告(概要)	1.5	Ad3-1:サステナビリティ情報開示と統合報告(詳細)	2.5	Ad3-3:生物多様性・生態系・生態系サービス(詳細)	3.0
	Ba3-2:気候変動(概要)	1.5	Ad3-2:気候変動(詳細)	2.0	Ad3-4:人的資本(詳細)	2.0
	Ba3-3:人的資本及び人権(概要)	1.5			Ad3-5:人権(詳細)	2.0
					Ad3-6:その他のサステナビリティ・テーマ(詳細)	3.0
④ 保証	Ba4:サステナビリティ情報の信頼性確保と保証(概要)	1.0	Ad4-1-1:職業倫理・独立性	2.0	Ad4-3:サステナビリティ保証業務に関する発展論点	6.0
			Ad4-1-2:品質管理及び関連諸制度	1.0	Ad4-4-2:テーマ別実務トピック—人的資本・人権情報の保証	1.5
			Ad4-2-1:サステナビリティ保証基準と実務論点— ①保証業務の基本的な枠組みとサステナビリティ保証基準	2.0		
			Ad4-2-2:サステナビリティ保証基準と実務論点— ②保証業務の受嘱と計画	2.0		
			Ad4-2-3:サステナビリティ保証基準と実務論点— ③リスク手続/重要な虚偽表示リスクへの対応	2.0		
			Ad4-2-4:サステナビリティ保証基準と実務論点— ④意見・保証報告	2.0		
			Ad4-2-5:サステナビリティ保証基準と実務論点— ⑤グループ保証及びバリューチェーン情報の保証	2.0		
			Ad4-2-6:サステナビリティ保証基準と実務論点— ⑥財務諸表監査とサステナビリティ情報の保証業務の連携	2.5		
			Ad4-4-1:テーマ別実務トピック—温室効果ガス情報の保証	2.5		
小計		8.0		22.5		19.5

《付録2 各種様式》

《1. 修了申請書様式》

提出用メールアドレス：sus-program@sec.jicpa.or.jp

件名：【修了申請】 専門プログラム〇〇コース（研修登録番号：3XXXXXX）

【様式1】	
年 月 日	
日本公認会計士協会 宛	
	(申請者) 研修登録番号 氏 名
	(注1)
サステナビリティ専門プログラム 修了申請書	
サステナビリティ専門プログラムにおける所定の研修を修了したため、下記のとおり申請いたします。	
記	
1. 受講コース (<input type="checkbox"/> ベーシックコース ・ <input type="checkbox"/> コアコース ・ <input type="checkbox"/> アドバンスコース)	
2. 添付書類 (注2) ・ 受講状況一覧	
以 上	

(注1) 準会員が公認会計士登録をし、修了申請書を提出する場合には、公認会計士登録後の研修登録番号と併せて準会員時の研修登録番号を記載する。

(注2) 準会員が公認会計士登録をし、修了申請書を提出する場合には本項目は削除する。

【word版】

[日本公認会計士協会ウェブサイト>サステナビリティ能力開発ページ](https://www.jicpa.or.jp/specialized_field/sustainability/capacity_building.html)

https://www.jicpa.or.jp/specialized_field/sustainability/capacity_building.html



《2. 受講完了申請書様式》

提出用メールアドレス：sus-program@sec.jicpa.or.jp

件名：【修了申請】専門プログラム〇〇コース（研修登録番号：XXXXXXX）

【様式2】

年 月 日

日本公認会計士協会 宛

(申請者)
研修登録番号
氏 名

サステナビリティ専門プログラム 受講完了申請書

サステナビリティ専門プログラムにおける所定の研修受講を完了したため、下記のとおり申請いたします。

記

1. 受講コース ※受講したコースを選択
(ベーシックコース ・ コアコース ・ アドバンスコース)
2. 添付書類
・ 受講状況一覧

以 上

【word版】

[日本公認会計士協会ウェブサイト>サステナビリティ能力開発ページ](https://jicpa.or.jp/specialized_field/sustainability/capacity_building.html)

https://jicpa.or.jp/specialized_field/sustainability/capacity_building.html



《3. 再受講申告様式》

提出用メールアドレス：sus-program@sec.jicpa.or.jp

件名：【修了申請】 専門プログラム〇〇コース（研修登録番号：3XXXXXX）

- ・ 専門プログラムの対象研修で、既に受講した研修を再受講する場合に、修了申請又は受講申請と併せて提出する。
- ・ 専門プログラムの受講期限を超過し、再度コースを受け直す場合、翌年度の専門プログラムで対象研修が更新される場合がある。この場合、過去に受けた対象研修を再受講し本様式をもって申告するのではなく、更新後の対象研修を受講する。

【様式3】

(申告者)
研修登録番号
氏 名

研修分野：

教材コード：

研修名：

実施日時： 年 月 日 ： ～ :

(1) 本能力開発を行う目的

--

(2) 研修概要

--

(3) 本能力開発の成果

--

※ 上記(1)～(3)について、合計200字程度で簡潔に記載すること。

以 上

【word 版】

[日本公認会計士協会ウェブサイト>サステナビリティ能力開発ページ](https://jicpa.or.jp/specialized_field/sustainability/capacity_building.html)

https://jicpa.or.jp/specialized_field/sustainability/capacity_building.html



《付録3 受講パターン例》

以下は受講パターンの一部を例示として示したものです。

...	2026年			2027年				2028年				2029年				...
...	4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	...
① 原則・・・受講期限は1事業年度（4月1日から翌年3月31日）																
<p>ベーシックコース(1事業年度)</p> <p>コアコース(1事業年度)</p> <p>アドバンスコース(1事業年度)</p> <p>← 年度内のどの時点から開始しても、受講期限は次の3月31日まで（期限は変わらない）</p> <p>・ 全コースを並行して受講することも可能</p>																
② 運用開始初年度に受講を開始する場合（受講期限に関する経過措置を適用） ...ベーシックコースとコアコースの受講期限は2028年3月31日、 アドバンスコースの受講期限は2029年3月31日																
<p>ベーシックコース 経過措置（+1事業年度）</p> <p>コアコース 経過措置（+1事業年度）</p> <p>アドバンスコース 経過措置（+2事業年度）</p> <p>※ 運用開始初年度（2026年4月1日から2027年3月31日）より後に受講開始した場合には適用不可</p>																
③ コアコースの受講期限を超過した場合・・・受講済みの研修も含め、改めてコアコースの受講が必要																
<p>ベーシックコース(1事業年度)</p> <p>期限超過</p> <p>コアコース</p> <p>コアコース2回目(1事業年度)</p> <p>※ 再受講となる研修には感想文の提出を求める。</p> <p>アドバンスコース(1事業年度)</p>																
④ 受講者が準会員で、2年後に公認会計士登録した場合 ...コース受講完了後、修了は保留																
<p>ベーシックコース(1事業年度)</p> <p>コアコース(1事業年度)</p> <p>アドバンスコース(1事業年度)</p> <p>← 各コースの修了は保留</p> <p>CPA 登録</p> <p>修了</p>																

以 上